

令和 7 年泉北環境整備施設組合議会

第 1 回臨時会 会議録

令和 7 年 3 月 2 7 日（木）

泉北環境整備施設組合議会

1 令和7年3月27日(木)午前10時45分、泉北環境整備施設組合議会第1回臨時会を本組合議場に招集した。

1 出席議員は、次のとおりである。

1番	明石	宏隆	君	2番	松本	善弘	君
3番	加藤	滋明	君	4番	二瓶	貴博	君
5番	久保田	和典	君	6番	大塚	英一	君
7番	西條	徹	君	8番	村田	雅利	君
9番	丸谷	正八郎	君	10番	松本	真麗	君
11番	大浦	まさし	君	12番	浜田	千秋	君
13番	山本	秀明	君	14番	遠藤	隆志	君
15番	飯阪	光典	君				

1 欠席議員は、次のとおりである。

なし

1 地方自治法第121条の規定により、本会に出席を求め出席したるものは、次のとおりである。

管 理 者	辻	宏康	副 管 理 者	南出	賢一
副 管 理 者	畑中	政昭	事 務 局 長	由比	淳
会 計 管 理 者	近藤	眞理	総 務 部 長	月下	浩一
環 境 部 長	村上	則次	総 務 部 次 長 兼 議 会 事 務 室 長 兼 監 査 事 務 室 長 兼 公 平 委 員 会 事 務 局 長	渡邊	一午
総 務 部 次 長	坂上	晃	総 務 部 財 政 課 長	山内	良二
総 務 部 財 政 課 参 事	大西	英明	総 務 部 財 政 課 長 代 理 兼 監 査 事 務 局	加藤	勝英
総 務 部 総 務 課 長	奥田	大輝	環 境 部 次 長	松山	立幸

環境部次長	阪上	徹	環境部次長	石川	晋一
環境部 資源循環型社会推進課長 兼第1事業所長	野井	昭彦	環境部 資源循環型社会推進課参事	小西	秀典

1 本会に出席の事務局職員は次のとおりである。

総務部 総務課長代理	北橋	孝司	総務部 総務課 主任幹長 兼務人	阪口	一臣
---------------	----	----	---------------------------	----	----

1 本日の議事日程は次のとおりである。

- | | | |
|-------|----------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 議案第 6 号 | 泉北環境整備施設組合職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第 4 | 議案第 7 号 | 泉北環境整備施設組合の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第 5 | 議案第 8 号 | 泉北環境整備施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第 6 | 議案第 9 号 | 泉北環境整備施設組合特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第 7 | 議案第 10 号 | 泉北環境整備施設組合の議会の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第 8 | 議案第 11 号 | 令和 6 年度泉北環境整備施設組合一般会計補正予算（第 6 号）について |
| 日程第 9 | 議案第 12 号 | 令和 7 年度泉北環境整備施設組合一般会計補正予算（第 1 号）について |

(午前10時45分開会)

○議長（村田雅利君） おはようございます。

議員各位におかれましては、公私何かとお忙しい中、本日招集されました令和7年泉北環境整備施設組合議会第1回臨時会にご出席をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

ただいま出席議員は15名で全員の出席をいただいておりますので、令和7年泉北環境整備施設組合議会第1回臨時会は成立いたしました。よって、これより開会いたします。

それでは、ここで管理者より組合議会招集の挨拶のための発言の申出がありますので、これを許可いたします。

辻管理者。

○管理者（辻 宏康君） 皆様、おはようございます。管理者の辻でございます。

議長のお許しをいただきまして、令和7年本組合議会第1回臨時会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員皆様方におかれましては、組合市の議会・委員会などを終わられまして、大変お疲れのところ、本臨時会にご参集をいただき、誠にありがとうございます。平素は、本組合業務に格別のご理解とご協力を賜り、理事者一同、心からお礼を申し上げます。

さて、今臨時会でご審議いただきます案件につきましては、既に皆様方のお手元にお届けいたしておりますとおり、条例改正案が5本と令和6年度、令和7年度の本組合一般会計補正予算でございます。

いずれの案件につきましても、後ほど担当からご説明申し上げますので、よろしくご審議をいただき、ご可決賜りますようお願い申し上げまして、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（村田雅利君） 管理者の挨拶が終わりました。

本日の日程につきましては、議会運営委員会の決定により、お手元にご配付いたしております日程により順次議事を進めてまいりたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、順次議事を進めてまいります。

○議長（村田雅利君） それでは、**日程第1、会議録署名議員の指名について**であります、本組合議会会議規則第87条の規定により、私よりご指名申し上げます。

2番、松本善弘議員、14番、遠藤隆志議員のご両名をお願いいたします。

○議長（村田雅利君） 次に、**日程第2、会期の決定について**を議題といたします。

お諮りいたします。

本件につきましては、議会運営委員会の決定により、本臨時会の会期につきましては本日1日と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたします。

○議長(村田雅利君) 次に、**日程第3、議案第6号、泉北環境整備施設組合職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定について**を議題といたします。

本件につきまして、事務局に提案説明を求めます。

月下総務部長。

○総務部長(月下浩一君) 総務部長の月下でございます。

ただいま議題となりました議案第6号、泉北環境整備施設組合職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定につきましてご説明申し上げます。

議案書の1ページをお願いいたします。

本件につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行により、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい雇用環境の整備を行うことが必要であるため、所要の規定の整備を行おうとするものでございます。

主な内容につきまして、新旧対照表にてご説明申し上げます。

3ページをお願いいたします。

第8条第5項は、配偶者等の定義規定を加えるものでございます。

4ページにかけましての第11条は、介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等の規定を新たに設けるもので、第1項では、職員が介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、仕事と介護との両立に資する制度その他の事項を知らせるとともに、制度の申告等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならないとするものでございます。

第2項では、任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならないとするものでございます。

第12条は、勤務環境の整備に関する措置を新たに設けるもので、介護両立支援制度の請求等が円滑に行われるようにするため、第1号から第3号までに掲げる措置を講じなければならないとするものでございます。

恐れ入ります、2ページにお戻りいただきまして、附則でございますが、この条例は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上が議案第6号、泉北環境整備施設組合職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定の内容でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。説明を終わります。

○議長（村田雅利君） 説明が終わりました。

本件につきましては、議会運営委員会の決定により、これより質疑をお受けいたします。質疑の発言はございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言はございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第6号、泉北環境整備施設組合職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第6号については原案どおり可決いたしました。

○議長（村田雅利君） 次に、**日程第4、議案第7号、泉北環境整備施設組合の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について**を議題といたします。

本件につきまして、事務局に提案説明を求めます。

月下総務部長。

○総務部長（月下浩一君） 総務部長の月下でございます。

ただいま議題となりました議案第7号、泉北環境整備施設組合の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定につきましてご説明申し上げます。

議案書の5ページをお願いいたします。

本件につきましては、令和6年8月の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴い、本組合においても、組合職員に支給する給与等について所要の規定の整備を行おうとするものでございます。

主な内容につきまして、新旧対照表にてご説明申し上げます。

24ページをお願いいたします。

第1条関係は、期末手当、勤勉手当の率の改正でございまして、第33条第2項では、職員の12月支給分の期末手当の率を100分の5引き上げ、100分の127.5とし、第3項では、定年前再任用短時間勤務職員の率を100分の2.5引き上げ、100分の71.25とするものでございます。

24ページにかけましての第34条第2項第1号では、職員の12月支給分の勤勉手当の率を100分の5引き上げ、100分の107.5とし、第2号では、定年前再任用短時間勤務職員の率を100分の2.5引き上げ、100分の51.25とするものでございます。別表の給料表につきましては、人事院勧告に基づき改定するもので、ページが前後しますが、14ページから18ページにかけて別記1として記載しておりますので、ご参照くださいますようお願いいたします。

25ページの第2条関係、第18条は、扶養手当の支給について定めるもので、第2項は、対象から配偶者を除くため、第1号を削るものでございます。

26ページにかけたの第3項は、扶養親族たる子については1人につき月額1万円から1万3,000円に引き上げるもので、第4項は字句の修正、第6項はその他必要な事項は規則で定めるとするものでございます。

27ページから28ページにかけましての第19条は、扶養親族の届出に係る規定について規則で定めることとなったため、本条例から削除するものでございます。

続きまして、29ページの第19条の2は、地域手当の割合を定めるもので、第2号において100分の6を100分の10に改めるものでございます。

第19条の3は、通勤手当に係る規定で、30ページの第3項において、1か月当たりの運賃等相当額の上限を15万円とする条文を加えるものでございます。

次の31ページにかけましての第19条の5は、単身赴任手当を定めるもので、人事院勧告に伴い文言の修正等を行うものでございます。

32ページから33ページにかけましては、第1条で改正した期末手当、勤勉手当に係る規定でございまして、第33条第2項では、職員の期末手当の支給率を100分の125に、第3項では、定年前再任用短時間勤務職員の支給率を100分の70に改めるものでございます。

次の第34条第2項第1号では、職員の勤勉手当の支給率を100分の105に、第2号では、定年前再任用短時間勤務職員の支給率を100分の50に改めるものでございます。

33ページの第34条の2では、定年前再任用短時間勤務職員に対し、住居手当の支給が可能となることから、文言の整理を行うものでございます。

別表の給料表につきましては、ページが前後しますが、19ページから23ページにかけて別記2として記載しておりますので、ご参照くださいますようお願いいたします。

続きまして、33ページから35ページにかけましての第3条関係は、刑法の改正により懲役・禁錮刑が廃止され、拘禁刑が創設されることに伴う文言の整理を行うものでございます。

恐れ入ります、7ページ下段にお戻りいただきまして、附則でございますが、第1項、この条例は公布の日から施行するものとし、ただし、第2条の規定は令和7年4月1日から、第3条の規定は令和7年6月1日から施行するものでございます。

第2項は、第1条の規定による改正後の条例の規定は、令和6年4月1日から適用とするもので、8ページの第3項は、改正前の規定により支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなすものでございます。

第4項は、号給の切替えについて定めるもので、号給の切替表につきましては、9ページから13ページにかけて附則別表として記載しておりますので、ご参照くださいますようお願いいたします。

次の第5項は、切替日前の異動者の号給調整について定めるもので、次の第6項から第8項は、扶養手当、単身赴任手当、期末手当等に関する経過措置をそれぞれ定めるものでございます。

9ページの第9項は管理者への委任、第10項は本組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正を行うものでございます。

以上が議案第7号、泉北環境整備施設組合の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の内容でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、説明を終わります。

○議長（村田雅利君） 説明が終わりました。

本件につきましては、議会運営委員会の決定により、これより質疑をお受けいたします。質疑の発言はございませんか。

飯阪議員。

○15番（飯阪光典君） 15番、飯阪です。数点質問をさせていただきます。

今回、一般職と特別職、議員の条例は、それぞれ別個に議論すべきとの考えから、分割して提案すべきというふうに以前から訴えをさせていただいておりました。今回、やっとな分割提案していただいたことについては、一定評価したいと思います。

ですが、なぜ今まで一括提案であったものが分割提案に至ったのか、その理由についてお

伺いをいたします。

○議長（村田雅利君） 答弁をお願いします。

奥田総務課長。

○総務部総務課長（奥田大輝君） 総務部総務課長の奥田でございます。

本組合の人事院勧告に伴う条例改正は、かねてから組合3市の提案方法を見極めた上で、一般職と特別職の給与、議員報酬に関する3条例につきまして、1本の議案でご提案申し上げてきております。しかしながら、今年度の改正につきましては、組合3市全てが1本の議案ではなく、分割での提案となったこと、また、関係行政機関に問い合わせたところ、分割提案することが適切であるとの見解をいただいたことなどから、総合的に勘案しまして分割でのご提案となったものでございます。

以上でございます。

○議長（村田雅利君） 飯阪議員。

○15番（飯阪光典君） それでは、今回は分割提案となりましたが、これが今後どのようになっていくのか。また一本化するなどの考えはあるのか。今後の提案方法をどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（村田雅利君） 奥田総務課長。

○総務部総務課長（奥田大輝君） 総務課長の奥田でございます。

今後に関しましても、組合3市の提案方法を見極めた上で判断したいとは考えていますが、関係行政機関から分割提案することが適切であるとの見解をいただいたこともありまして、今後は分割でのご提案を基本としてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（村田雅利君） 飯阪議員。

○15番（飯阪光典君） ありがとうございます。今後は、分割提案を基本として考えていただけるということは確認をさせていただきました。

本議案については、一般職の給与改定であり、人事院勧告の対象でありますので、人事院勧告を尊重し、特に異論はございません。

以上でございます。

○議長（村田雅利君） 他にございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第7号、泉北環境整備施設組合の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第7号については原案どおり可決いたしました。

○議長(村田雅利君) 次に、**日程第5、議案第8号、泉北環境整備施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について**を議題といたします。

本件につきまして、事務局に提案説明を求めます。

月下総務部長。

○総務部長(月下浩一君) 総務部長の月下でございます。

ただいま議題となりました議案第8号、泉北環境整備施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定につきましてご説明申し上げます。

議案書の37ページをお願いいたします。

本件につきましては、人事院勧告に伴う一般職の給与改定が実施されること等に伴い、パートタイム会計年度任用職員の報酬等について、所要の規定の整備を行おうとするものでございます。

主な内容につきまして、新旧対照表にてご説明申し上げます。

39ページをお願いいたします。

第5条第4項は地域手当を定めるもので、100分の6を乗じて得た額を職員の給与条例第19条の2第2項第2号に規定する地域手当の割合を乗じて得た額と改めるものでございます。

40ページにかけましての第11条第1項は、任期の定めが6か月以上のパートタイム会計年度任用職員の期末手当支給要件として、1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除くことを規定するものでございます。

38ページにお戻りいただきまして、附則でございますが、この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上が議案第8号、泉北環境整備施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する

条例の一部を改正する条例制定の内容でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、説明を終わります。

○議長（村田雅利君） 説明が終わりました。

本件につきましては、議会運営委員会の決定により、これより質疑をお受けいたします。質疑の発言はございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言はございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第8号、泉北環境整備施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第8号については原案どおり可決いたしました。

○議長（村田雅利君） 次に、**日程第6、議案第9号、泉北環境整備施設組合特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について**を議題といたします。

本件につきまして、事務局に提案説明を求めます。

月下総務部長。

○総務部長（月下浩一君） 総務部長の月下でございます。

ただいま議題となりました議案第9号、泉北環境整備施設組合特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の41ページをお願いいたします。

本件につきましては、人事院勧告に伴う一般職の給与改定が実施されることに伴い、特別職の職員の期末手当について、所要の規定の整備を行おうとするものでございます。

主な内容につきまして、新旧対照表にてご説明申し上げます。

43ページをお願いいたします。

第1条関係は、特別職の職員の12月支給分の期末手当の率を100分の10引き上げ、100分の235に改めるものでございます。

下段の第2条関係は、第1条で改正した期末手当の支給率を100分の230に改めるものでございます。

42ページにお戻りいただきまして、附則でございますが、第1項、この条例は公布の日から施行するものとし、ただし、第2条の規定は令和7年4月1日から施行するものでございます。

次の第2項は、第1条の規定による改正後の条例の規定は、令和6年12月1日から適用するものでございます。

次の第3項は、令和6年12月に支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなすものでございます。

以上が議案第9号、泉北環境整備施設組合特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の内容でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、説明を終わります。

○議長（村田雅利君） 説明が終わりました。

本件につきましては、議会運営委員会の決定により、これより質疑をお受けいたします。質疑の発言はございませんか。

飯阪議員。

○15番（飯阪光典君） 15番、飯阪です。

今回、特別職の報酬というのは、生計費や民間賃金の上昇等に応じて決定される一般職の給与とは性格が異なり、その職務の特殊性に応じて決定されるべきもので、一般職と連動して改正すべきものではないと考えております。では、なぜ特別職の期末手当を一般職と同じように0.1月分増額する必要があるのか、その理由についてお伺いをいたします。

○議長（村田雅利君） 答弁をお願いします。

奥田総務課長。

○総務部総務課長（奥田大輝君） 総務課長の奥田でございます。

これまでも特別職の期末手当につきましては、人事院勧告に伴う一連の議案としてご審議賜っているところでありまして、今般の議案につきましても、これまでと同様の取扱いとして提出させていただいたものでございます。

また、国家公務員の人事院勧告への対応といたしましては、特別職の給与については、一般職の改定の趣旨に沿った法改正がなされております。そして、地方公共団体においても閣議決定の趣旨に沿って適切に対応するよう、総務副大臣の通知により要請がなされておしま

す。

このような状況を踏まえ、特別職についても一般職と同様の改定を行うものでございます。

以上でございます。

○議長（村田雅利君） 飯阪議員。

○15番（飯阪光典君） これ、慣例的に人事院勧告を改定の根拠とするといったようなご答弁でしたが、そもそも人事院勧告は一般職を対象としたもので、兼業の規制もない特別職や議員がそれに準じる必要はないと言えるのではないのでしょうか。昨今の社会情勢を鑑みても、到底市民の皆様方の理解を得られるような改正でもありませんし、納得いくものではないということを表明いたしまして、質疑は終わらせていただきます。

○議長（村田雅利君） 他にございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言はございませんか。

飯阪議員。

○15番（飯阪光典君） 15番、飯阪です。

議案第9号、泉北環境整備施設組合特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、反対の立場で討論をいたします。

そもそも人事院勧告は、公務員の労働基本権制約の代償措置として、地方公務員法第14条に規定されている情勢適応の原則から、公務員の一般職の給与その他の勤務状況の改善及び人事行政の改善に関する勧告の総称であり、我々議員や特別職に適用されるべきものではありません。

また、食料品をはじめガソリン代等の市民の暮らしに直結している様々な品目の価格が毎日毎月のように値上げをされ、今後ますます市民の経済的負担が大きくなっていくことが予想される中、どのような形であれ、特別職が自らの報酬を引き上げることは、市民の理解を得ることは到底できません。

今後については、人事院勧告の本来の趣旨に鑑み、一般職以外の特別職については改定の対象から除外していただくよう強く要望し、議案第9号、泉北環境整備施設組合特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については反対をいたします。

○議長（村田雅利君） 他にございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、討論を終結いたします。

本件につきましては、反対意見がございますので、これより起立により採決いたします。

お諮りいたします。

議案第9号、泉北環境整備施設組合特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、原案どおり可決することに賛成の方はご起立お願いいたします。

(賛成者起立)

ありがとうございます。起立多数であります。よって、議案第9号、泉北環境整備施設組合特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案どおり可決されました。

○議長（村田雅利君） 次に、**日程第7、議案第10号、泉北環境整備施設組合の議会の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について**を議題といたします。

本件につきまして、事務局に提案説明を求めます。

月下総務部長。

○総務部長（月下浩一君） 総務部長の月下でございます。

ただいま議題となりました議案第10号、泉北環境整備施設組合の議会の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定につきましてご説明申し上げます。

議案書の45ページをお願いいたします。

本件につきましては、人事院勧告に伴う一般職の職員の給与改定が実施されることに伴い、組合議会議員に支給する期末手当について、所要の規定の整備を行おうとするものでございます。

主な内容につきまして、新旧対照表にてご説明申し上げます。

47ページをお願いいたします。

第1条関係は、議会の議員の12月支給分の期末手当の率を100分の10引き上げ、100分の235に改めるものでございます。

下段の第2条関係は、第1条で改正した期末手当の支給率を100分の230に改めるものでございます。

46ページにお戻りいただきまして、附則でございますが、第1項、この条例は公布の日から施行するものとし、ただし、第2条の規定は令和7年4月1日から施行するものでございます。

次の第2項は、第1条の規定による改正後の条例の規定は、令和6年12月1日から適用す

るものでございます。

次の第3項は、令和6年12月に支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなすものでございます。

以上が議案第10号、泉北環境整備施設組合の議会の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の内容でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。説明を終わります。

○議長（村田雅利君） 説明が終わりました。

本件につきましては、議会運営委員会の決定により、これより質疑をお受けいたします。質疑の発言はございませんか。

飯阪議員。

○15番（飯阪光典君） 15番、飯阪です。

先ほどの議案第9号の条例改正でも同じ質問をさせていただきましたが、本条例改正においても改めて質問をさせていただきます。

議員は、一般職や特別職とは異なり、非常勤であり、兼業も認められ、実際、兼業しておられる議員さんもたくさんおられます。また、先ほども言いましたが、生計費や民間賃金の上昇等に応じて決定される一般職の給与とは性格が異なり、その職務の特殊性に応じて決定されるべきで、一般職と連動して改正すべきものではないと考えております。

では、なぜ議員の期末手当を一般職や特別職と同じように0.1月分増額する必要があるのか、お伺いをいたします。

○議長（村田雅利君） 答弁をお願いします。

奥田総務課長。

○総務部総務課長（奥田大輝君） 総務課長の奥田でございます。

議員の期末手当につきましては、人事院勧告に伴う一連の議案としてご審議賜っているところでありまして、今般の議案につきましても、これまでと同様の取扱いとして提出させていただいたものでございます。

先ほどもご答弁申し上げましたが、特別職については一般職の一時金と同様に対応いたしております。議員につきましても、特別職の例により対応することが適切であると考えております。

以上でございます。

○議長（村田雅利君） 飯阪議員。

○15番（飯阪光典君） 先ほどの議案第9号と全く同じということです。やはり市民の理解を得られるような改正ではありません。当然、納得いくものではないということを表明いたしまして、質疑は終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（村田雅利君） 他にございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言はございませんか。

飯阪議員。

○15番（飯阪光典君） 15番、飯阪です。

議案第10号、泉北環境整備施設組合の議会の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、反対の立場で討論いたします。

先ほどの議案第9号と同じく、今後ますます市民の経済負担が大きくなっていくことが想定される中で、我々議員についても、やはり自らの報酬を引き上げることは、市民の理解を得ることは到底できません。

今後については、人事院勧告の本来の趣旨に鑑み、議会議員については改定の対象から除外していただくよう強く要望し、議案第10号、泉北環境整備施設組合の議会の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、反対をいたします。

○議長（村田雅利君） 他にございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、討論を終結いたします。

本件につきましては、反対意見がございますので、これより起立により採決いたします。

お諮りいたします。

議案第10号、泉北環境整備施設組合の議会の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、原案どおり可決することに賛成の方はご起立お願いいたします。

（賛成者起立）

ありがとうございます。起立多数であります。よって、議案第10号、泉北環境整備施設組合の議会の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案どおり可決されました。

○議長（村田雅利君） 次に、**日程第8、議案第11号、令和6年度泉北環境整備施設組合一般会計補正予算（第6号）**についてを議題といたします。

本件につきまして、事務局に提案説明を求めます。

月下総務部長。

○総務部長（月下浩一君） 総務部長の月下でございます。

ただいま議題となりました議案第11号、令和6年度泉北環境整備施設組合一般会計補正予算（第6号）につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の49ページをお願いいたします。

本件は、先ほどご可決いただきました泉北環境整備施設組合職員の給与に関する条例の一部改正ほか、人事院勧告に伴う人件費の増額により歳出内の款の相互による増減調整を行ったもので、歳出予算のみの補正で、歳入予算の補正はございません。

歳入歳出予算の補正につきましては、第1条のとおり、款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

歳入歳出予算の補正につきまして、事項別明細書に基づき、歳出のご説明を申し上げます。54ページ、55ページをお願いいたします。

第1款議会費につきましては、3万6,000円を増額し、補正前の額692万2,000円を695万8,000円とするものでございます。内容といたしまして、議員期末手当を増額するものでございます。

次の第2款総務費につきましては、265万9,000円を増額し、補正前の額2億27万6,000円を2億293万5,000円とするものでございます。主な内容といたしまして、一般管理費の給料等人件費において312万1,000円の増、委託料において職員メンタルヘルスサポート業務委託料等の契約差金で46万2,000円の減、合わせて265万9,000円を増額するものでございます。

次の第3款し尿処理費につきましては、給料等人件費において26万3,000円の増に対し、計装設備点検業務委託料の契約差金において増減調整を行い、26万3,000円減、補正額はゼロとなるものでございます。

次の第4款ごみ処理費につきましては、269万5,000円を減額し、補正前の額19億2,763万円を19億2,493万5,000円とするものでございます。主な内容といたしまして、給料等人件費において415万9,000円の増、委託料において、大阪湾広域廃棄物埋立処分場焼却灰処分業務委託料の契約差金により685万4,000円の減、合わせて269万5,000円を減額するものでございます。

次の第5款下水道費につきましては、給料等人件費において11万5,000円の増に対し、王子川側道清掃業務委託料の契約差金において増減調整を行い、11万5,000円減、補正額はゼ

ロとなるものでございます。

以上が令和6年度泉北環境整備施設組合一般会計補正予算（第6号）の概要でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（村田雅利君） 説明が終わりました。

本件につきましては、議会運営委員会の決定により、これより質疑をお受けいたします。質疑の発言はございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言はございませんか。

飯阪議員。

○15番（飯阪光典君） 15番、飯阪です。

令和6年度泉北環境整備施設組合一般会計補正予算（第6号）について、反対の立場で討論をさせていただきます。

本議案には、先ほどの議案第9号、そして第10号の人事院勧告に伴う特別職並びに議員の期末手当の増額改定が含まれていることから、反対をさせていただきます。

○議長（村田雅利君） 他にございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、討論を終結いたします。

本件につきましては、反対意見がございますので、これより起立により採決いたします。お諮りいたします。

議案第11号、令和6年度泉北環境整備施設組合一般会計補正予算（第6号）について、原案どおり可決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

ありがとうございます。起立多数であります。よって、議案第11号、令和6年度泉北環境整備施設組合一般会計補正予算（第6号）については、原案どおり可決されました。

○議長（村田雅利君） 次に、**日程第9、議案第12号、令和7年度泉北環境整備施設組合一般会計補正予算（第1号）**についてを議題といたします。

本件につきまして、事務局に提案説明を求めます。

月下総務部長。

○総務部長（月下浩一君） 総務部長の月下でございます。

ただいま議題となりました議案第12号、令和7年度泉北環境整備施設組合一般会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の59ページをお願いいたします。

本件は、先ほどご可決いただきました泉北環境整備施設組合職員の給与に関する条例の一部改正ほか、人事院勧告に伴う人件費の増額により歳入歳出予算の追加をお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正につきまして、第1条第1項のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,051万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ36億3,360万4,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

歳入歳出予算の補正につきまして、事項別明細書に基づき歳出よりご説明申し上げます。

66ページ、67ページをお願いいたします。

第1款議会費につきましては、3万6,000円を増額し、補正前の額697万1,000円を700万7,000円とするもので、議員期末手当を増額するものでございます。

次の第2款総務費につきましては、823万2,000円を増額し、補正前の額1億6,828万9,000円を1億7,652万1,000円とするもので、一般管理費の給料等人件費を増額するものでございます。

次の第3款し尿処理費につきましては、107万2,000円を増額し、補正前の額6億4,188万円を6億4,295万2,000円とするもので、給料等人件費において107万2,000円を増額するものでございます。

次の第4款ごみ処理費につきましては、1,070万8,000円を増額し、補正前の額21億5,285万円を21億6,355万8,000円とするもので、給料等人件費を増額するものでございます。

次の第5款下水道費につきましては、46万3,000円を増額し、補正前の額2,431万円を2,477万3,000円とするもので、給料等人件費を増額するものでございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げます。

恐れ入ります、64ページ、65ページにお戻りください。

第1款分担金及び負担金、第1項分担金につきましては、2,047万3,000円を増額するもので、補正前の額22億3,798万6,000円を22億5,845万9,000円とするものでございます。

第2項負担金につきましては、し尿処理費の増額に伴い、忠岡町し尿処理負担金を3万

8,000円増額するもので、補正前の額2,232万8,000円を2,236万6,000円とするものでございます。

以上が令和7年度泉北環境整備施設組合一般会計補正予算（第1号）の概要でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（村田雅利君） 説明が終わりました。

これより質疑をお受けいたします。質疑の発言はございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言はございませんか。

飯阪議員。

○15番（飯阪光典君） 15番、飯阪です。

議案第12号、令和7年度泉北環境整備施設組合一般会計補正予算（第1号）に反対の立場で討論をさせていただきます。

本議案には、先ほどの議案第9号、そして第10号に伴う人事院勧告に伴う特別職並びに議員の期末手当の増額改定が含まれていることから、先ほどの第11号同様、反対といたします。

○議長（村田雅利君） 他にございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでございますので、討論を終結いたします。

本件につきましては、反対意見がございますので、これより起立により採決いたします。

お諮りします。

議案第12号、令和7年度泉北環境整備施設組合一般会計補正予算（第1号）について、原案どおり可決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

ありがとうございます。起立多数であります。よって、議案第12号、令和7年度泉北環境整備施設組合一般会計補正予算（第1号）については、原案どおり可決されました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、閉会に際しまして、管理者より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

辻管理者。

○管理者（辻 宏康君） 管理者の辻でございます。

議長のお許しをいただきまして、本臨時会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日もご提案申し上げました案件につきまして、慎重審議の上、いずれもご可決賜りましたことを厚くお礼申し上げます。今後は、各施設の更新事業を控えており、経費負担の増加が見込まれるところであります。これに加え、昨今の物価及び人件費の高騰が続いている中、これまで以上のコスト削減を図るとともに、あらゆる事務事業の見直しを行い、引き続き組合市と密接に連携を図りながら、持続可能な組合運営に取り組んでまいります。

結びに、年度末のご多忙の時期かと存じますが、議員皆様におかれましては、どうかご自愛をいただき、さらなるご活躍をご祈念申し上げます。閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（村田雅利君） 管理者の挨拶が終わりました。

それでは、これをもちまして、令和7年泉北環境整備施設組合議会第1回臨時会を閉会いたします。

ご協力、どうもありがとうございました。

(午前11時32分閉会)

会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

泉北環境整備施設組合議会議長 村 田 雅 利

同 署 名 議 員 松 本 善 弘

同 署 名 議 員 遠 藤 隆 志